

長水企第328号
令和7年2月13日



長浜水道企業団議会議長 様

長浜水道企業団
企業長 三和 啓司

議案の送付について

令和7年2月20日開会の第182回長浜水道企業団議会定例会に下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和7年度長浜水道企業団水道事業会計予算
- 議案第2号 長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正
- 議案第3号 長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部改正
- 議案第4号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正



このQRコードをタブレット
またはスマートフォンで読
み取ると、資料をダウンロ
ードすることができます。

令和7年度長浜水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度長浜水道企業団水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(1) 給水件数	(2) 年間給水量	(3) 1日平均給水量
水道事業	50,490 件	16,445 千m ³	45,055 m ³
うち企業団水道事業	31,200 件	8,743 千m ³	23,953 m ³
びわ水道事業	2,440 件	1,137 千m ³	3,115 m ³
浅井水道事業	4,800 件	1,936 千m ³	5,304 m ³
湖北水道事業	2,950 件	1,146 千m ³	3,140 m ³
高月水道事業	3,760 件	1,436 千m ³	3,934 m ³
木之本水道事業	2,120 件	792 千m ³	2,170 m ³
余呉木之本水道事業	1,630 件	703 千m ³	1,926 m ³
西浅井水道事業	1,590 件	552 千m ³	1,512 m ³

(4) 主要な建設改良事業		
配水管整備事業	事業費	1,711,805 千円
浄水施設等改良事業	事業費	78,730 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (千円)

	事業収益	第1項 営業収益	第2項 営業外収益
水道事業	2,826,651	2,396,286	430,365
第1款企業団水道事業	1,688,534	1,465,976	222,558
第2款びわ水道事業	151,625	128,303	23,322
第3款浅井水道事業	240,289	214,375	25,914

	事業収益	第1項 営業収益	第2項 営業外収益
第4款 湖北水道事業	156,552	131,130	25,422
第5款 高月水道事業	184,786	151,125	33,661
第6款 木之本水道事業	178,775	133,784	44,991
第7款 余呉木之本水道事業	106,564	67,268	39,296
第8款 西浅井水道事業	119,526	104,325	15,201

支 出 (千円)

	事業費用	第1項 営業費用	第2項 営業外費用	第3項 予備費
水道事業	2,837,382	2,494,270	316,052	27,060
第1款 企業団水道事業	1,571,892	1,401,615	153,777	16,500
第2款 びわ水道事業	113,596	94,870	17,186	1,540
第3款 浅井水道事業	270,658	221,297	46,831	2,530
第4款 湖北水道事業	169,448	144,005	23,903	1,540
第5款 高月水道事業	202,885	175,708	25,527	1,650
第6款 木之本水道事業	211,099	184,143	25,856	1,100
第7款 余呉木之本水道事業	141,647	128,005	12,542	1,100
第8款 西浅井水道事業	156,157	144,627	10,430	1,100

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額 2,030,116 千円が資本的支出額 2,855,473 千円に対し不足する額 825,357 千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額 134,619 千円、当年度分損益勘定留保資金 612,939 千円、過年度分損益勘定留保資金 77,799 千円で補てんするものとする。）。

収 入 (千円)

	資本的収入	第1項 企業債	第2項 補助金	第3項 分担金
水道事業	2,030,116	1,821,100	0	209,016
第1款 企業団水道事業	159,875	153,500	0	6,375
第2款 びわ水道事業	307,075	304,700	0	2,375

	資本的収入	第1項 企業債	第2項 補助金	第3項 分担金
第3款 浅井水道事業	165,972	118,100	0	47,872
第4款 湖北水道事業	754,977	701,700	0	53,277
第5款 高月水道事業	61,901	49,500	0	12,401
第6款 木之本水道事業	502,660	485,000	0	17,660
第7款 余呉木之本水道事業	34,900	5,000	0	29,900
第8款 西浅井水道事業	42,756	3,600	0	39,156

支 出 (千円)

	資本的支出	第1項 建設改良費	第2項 営業設備費	第3項 企業債償還金	第4項 予備費
水道事業	2,855,473	1,891,052	15,797	936,624	12,000
第1款 企業団水道事業	661,647	179,247	14,952	462,448	5,000
第2款 びわ水道事業	330,456	309,025	114	20,317	1,000
第3款 浅井水道事業	229,930	125,325	148	103,457	1,000
第4款 湖北水道事業	785,436	711,725	126	72,585	1,000
第5款 高月水道事業	115,873	53,825	135	60,913	1,000
第6款 木之本水道事業	586,364	494,625	108	90,631	1,000
第7款 余呉木之本水道事業	64,128	9,325	105	53,698	1,000
第8款 西浅井水道事業	81,639	7,955	109	72,575	1,000

(継続費)

第5条 継続費の総額および年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割
企業団 資本的支出	建設改良費	八条山送水管 布設替工事	千円 1,200,000	4	千円 400,000
				5	12,000
				6	425,000
				7	123,000
				8	240,000
びわ 資本的支出	建設改良費	びわ上水道統合事業	526,000	4	40,000
				5	37,000
				6	375,000
				7	74,000

款	項	事業名	総額	年度	年割
浅井 資本的支出	建設改良費	浅井七尾低区配水管 布設替工事	千円 318,150	4	千円 33,050
				5	56,300
				6	14,800
				7	106,400
				8	107,600
湖北 資本的支出	建設改良費	湖北西部地区配水管 布設替工事	1,537,000	4	7,000
				5	367,000
				6	0
				7	413,000
				8	750,000
湖北 資本的支出	建設改良費	山脇河毛地区配水管 布設替工事	471,800	5	13,500
				6	0
				7	356,000
				8	93,000
				9	9,300
高月 資本的支出	建設改良費	高月町高野地区配水管 布設替工事	644,700	5	212,600
				6	320,000
				7	43,500
				8	68,600
木之本 資本的支出	建設改良費	木之本町廣瀬配水管 布設替工事	345,430	4	144,130
				5	81,000
				6	86,000
				7	34,300
木之本 資本的支出	建設改良費	高月木之本統合に伴う 送水管布設工事	1,745,000	6	90,000
				7	417,000
				8	420,000
				9	421,000
				10	397,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
アセットマネジメント策定業務委託	令和7年度～令和8年度	99,000千円
水道料金調定収納システム更新	令和8年度～令和9年度	260,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 事業費	千円 1,821,100	証書借入 または 証券発行	% 年 8.0 以内	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政その他の都合により、据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還および低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費 437,910 千円

(2) 交際費 200 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、52,667千円と定める。

令和7年2月20日提出

長浜水道企業団

企業長 三和 啓司

長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正

長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長浜水道企業団

企業長 三和 啓司

長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正
する条例

(長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年上
水道条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

付則第 3 条第 3 項および第 4 項の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 2 条 長浜水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 5 年上水
道条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例(平成 9 年上水道条
例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号、第 7 条および第 8 条の規定中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を
定める条例の一部改正

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

長浜水道企業団
企業長 三和 啓司

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める
条例の一部を改正する条例

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例(平成24年上水道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「の土木工学科もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科もしくは」を「において土木工学科または」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「経験を有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科もしくは電気工学科またはこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」

という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第8号中「上水道および工業用水道を選択した者」を「上水道及び工業用水道を選択したもの」に、「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第2項第7号中「もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「または学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「よる中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同

項第5号とし、同号の次に次の1号を加える

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第2項第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項第2号中「および第4号」を「または第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目またはこれらに相当する学科目」を「の課程またはこれらに相当する課程（土木工学科および土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「および第4号」を「または第5号」に、「学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目」を「課程並びにこれらに相当する課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」を「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、

修了した後)」に、「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「学校において、」の次に「第1号もしくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例(平成31年上水道条例第2号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「水環境」を「水道環境」に、「第3条第2項第8号」を「第3条第2項第10号および第4条第2項第7号」に、「上水道および工業用水道」を「上水道及び工業用水道」に改める。

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

長浜水道企業団

企業長 三和 啓司

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例
企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年上水道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、同項第2号中「および孫」を削り同号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第20条中「、第6条の2」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しく障害を有する者」とあるのは、

「(5) 心身に著しく障害を有する者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。)」とする。